稲門法曹会

会報

2020 VOL.5

【特集】
医療×法務
これからの医療と法務の関わり方とは

稲門法曹会活動報告

稲門法曹物語

新人法曹の抱負

各支部だより　他

「医療×法務」

これからの医療と法務の関わり方とは

文・構成／高橋宗吾（弁護士）　稲門法曹会事務局。2014年早稲田大学大学院法務研究科修了。2015年弁護士登録（68期）
松坂拓也（弁護士）　稲門法曹会事務局。2016年早稲田大学大学院法務研究科修了。2017年弁護士登録（70期）

INTERVIEW

医師・弁護士

大磯義一郎

1999年日本医科大学医学部卒業。2007年早稲田大学大学院法務研究科修了。2008年弁護士登録（61期）。浜松医科大学総合人間科学講座法学教授、日本医科大学医療管理学客員教授、帝京大学医療情報システム研究センター客員教授。日本専門医機構理事、医療の質・安全学会理事、日本医療安全学会理事

インタビュアー

弁護士

河﨑健一郎

稲門法曹会事務局次長。1999年早稲田大学法学部卒業。2007年早稲田大学大学院法務研究科修了。2008年弁護士登録（61期）。早稲田リーガルコモンズ法律事務所代表パートナー

新型コロナウイルスの猛威が世界中に広がり、
未だに収束の兆しすら見えてきません。
最前線での治療だけでなく、
予防のための研究などの対応も迫られるなか、
医療現場には過度な負担がかかり、
様々な問題が浮き彫りとなってきました。
本対談では、早稲田大学法務研究科の1期生として
法曹資格もお持ちの大磯義一郎医師をお迎えし、
これまでの法と医療の関わり方・現在の医療現場の
状況・将来の展望という視点から、
これからの法と医療との関わり方を模索していきます。

これまでの、「法」と「医療」の関わりの歴史について教えてください。

大磯　法と医療の関わりの1つとして、医事法学という分野があります。この分野は、医療者が、ややもすれば患者に害を与える存在であり、被害者となりうる患者を法律で守らなければならないという意識から立ち上がり、発展してきた分野でした。

そういった考えから、医事法学は、医師とは専門性を盾に患者の権利を侵害する者であり、患者とは被害者であると位置づけ、つまり医師と患者とが対立する当事者であるというように捉え、法律家は被害者である患者の側に立って患者を守る者という立場として医療に関わってきたのです。

たしかに一部の領域において問題のある事案もあり、患者に対する権利侵害を止めなければならなかったことは確かです。

他方で、実際の多くの医療現場では、日本には国民皆保険制度が敷かれていることもあって、医師が患者をだましてお金を取ろうというような状況は生じえないですし、実際に生じていないのです。

むしろ、最善の治療を目指して、医師と患者とがパートナーとして共に歩いているというのが現場の実態です。

1999年は、私が研修医として医療現場に入っていった時代でしたが、同年以降に都立広尾病院事件や横浜市立大学付属病院での患者取り違え事件などで世間の耳目を騒がせる事故が相次いで起きました。ワイドショーなどで医師へのバッシングが始まり、それに伴うように医療関係の民事事件や刑事訴追が増大していきました。民事で言えば5年で訴訟が倍増し、刑事訴訟では何十倍という訴追がなされていきました。

その中で、医師と患者とが対立関係に立たされ関係が悪化するという大きな問題が生じました。私が研修医として働き始めたころから、病院内では日常的に患者さんからの「出るとこ出てもいいんだぞ」「訴えてやる」という言葉が飛び交うようになりました。

被害者としての患者がいて、そこに正義の味方である法律家がやってきて悪い医者を打ちのめす、そんなパターンが何件も続きました。

こういった状況下で起きた象徴的な事件が、福島県立大野病院事件という事件です。この事件の顛末はここでは省略しますが、これをきっかけに、もはや医師と患者とは信頼関係を築くことができなくなっていきました。そして、医療者の間にも医療行為に専念しにくいという感覚が蔓延し、結果として医療崩壊が生じてしまいました。

現実に医療崩壊が生じたことで、やっと「このような状況は間違っているのではないか」という機運が高まるようになりました。そうした機運が高まった結果、だんだんと捜査機関も謙抑的に行動するようになり、裁判所も現場に即した穏当な結論をとるようになってきました。

そして、昨年から、法務省と検察庁を巻き込み、厚生労働省が中心となって医療と刑事法に関する研究会が開かれるなど、揺り戻しが起きるようになってきています。現在、「医療と法の相互理解」をどのように進めていくのかということや、医療と法がどのように関わっていくべきかということがフラットに議論されてきはじめたというのが、福島県立大野病院時件の逮捕から十数年経った現在地ということになります。

河﨑　大磯さんと私は法科大学院1期未修で同期でした。また、司法修習61期東京修習も一緒で、熱海で朝まで熱く議論したのを憶えています。

先程の話の中で1999年に研修医となったということでしたが、私も同年に社会人となったので、同じ時代を生きてきたのだなと改めて感じました。

今思い出すと、90年代は冷戦が終わり、バブルが崩壊してからの10年間で、既存の価値観や社会体制が崩壊していっ

た時代だと思うんです。銀行もどんどん潰れていって、政治不信や官僚不信が高まっていった。次々と既存の権威が否定されていく中で、薬害エイズ問題を典型として、医療不信も高まっていた印象です。

ただその否定にはビジョンがあったわけではなく、否定するということ自体が目的だったように思います。その否定の先では現場の混乱が生じていた。その中で改めて新しい秩序を模索し始めた時代でもあったのではないかと。

そういった模索が始まった時期に大磯さんがロースクールに入り、法曹資格をとった上で医療の世界に戻って構築したのが「医療法学」という分野。大磯さんなりに、新しい秩序を模索する取り組みだったのだろうと受け止めています。

「新型コロナウイルスの感染拡大」が提起した新しい課題というものがあるでしょうか。

大磯　コロナについては、ここ数ヶ月を見ていて、非常に大きく改善したところと、いつものようにパターン化した処理をしているためにおかしなことになっているところとがあります。

コロナへの対応とは新規の感染症に対するクライスマネジメントの話なので、専門家を中心に科学的なデータを取りながら議論し、それを政策に反映していくのが望ましいんです。実際に西浦博先生や尾身茂先生など医学研究者が中心となった専門家会議が先頭に立って対応にあたっていました。その結果、これまでの我が国の厚労行政でのクライスマネジメントにおいて、最もサイエンティストが関与して対応がなされたのがここ数ヶ月だったと思います。

専門家会議の活躍によって感染が爆発しなかったということの因果性は証明できるものではないのですが、結果として我が国の死亡者数が圧倒的に少なく抑えられている点は成果として挙げられるところです。

他方で、残念な面もここ数ヶ月の中で見えてきました。それはテレビの報道やワイドショーでの取り上げられ方です。コロナへの対応とは、医療と行政、司法との関わりの中でサイエンティフィックに議論すべき事柄であるにも関わらず、これまでと同じワイドショー的な「誰が悪いか」という責任の追及のような形で報道がされたり、政権批判のために使われたりしたため、事実が歪められて伝えられていたのが残念でした。

河﨑　コロナの影響で、医療現場での逼迫した状況や、病院経営への深刻な打撃が懸念されています。見通しはどうでしょうか。

大磯　病院側は戦々恐々としています。

コロナが蔓延しはじめた3月に、厚生労働省から医療機関に対し、ベッドを確保しなければいけないという通知が出されました。これを受けて、大学病院を中心に、既存病棟を空け、手術予定もすべてキャンセルするなどのコロナへの備えを進めていました。

しかし、厚生労働省の通知には十分な予算がついていないことから、病院が病棟を空けたり手術を延期したりしたことにより病院に甚大な損害が生じています。

実際に、3ヶ月程度で10億円以上の規模の減収が出てしまったという病院もあります。報道もされていた、看護師にボーナスが払えず看護師が一斉離職しかねないという事態の原因の一つはここにあります。

このような問題が起きているにも関わらず、コロナ対策費として支出を迫られた国や地方自治体は財源を取り戻すため、今後さらに医療関連費の予算は削られていくだろうと予想されています。そのため、今回の減収もあいまって今後病院の倒産は増えていくのではないかという懸念があり、病院側は戦々恐々としているのです。

河﨑　ステイホームやソーシャルディスタンスという観点からオンライン診療の可能性に注目が集まっています。オンライン診療は、感染予防の観点に加えて、遠隔地から先進的な医者に診てもらえるといったメリットがあるように思えます。

オンライン診療について大磯さんはどのように見ておられますか。

大磯　オンライン診療は、10〜20年後には主流となっているだろうと考えています。GoogleやMicrosoftといった企業などが機器の開発に力を入れていることからしても、世界的な流れとなり、止められないと思います。

本来であれば、医療を含めた機器に強い日本が積極的にオンライン診療にトライして、世界のオンライン診療産業を日本がリードしていくことが重要だと思っています。

他方、オンライン診療についてはコストの問題があります。オンライン診療の機器を提供する会社の中には、オンライン診療報酬の5%程度を報酬として取っているところもあると聞いていますが、そもそも病院の利益率は2%程度と言われています。そのため、オンライン診療を導入してしまうと病院側の利益が無くなってしまい、なかなか導入することができない状況があります。

オンライン診療は国の医療だけでなく産業にも大きなメリットがある分野ですが、一方でこのようなコストの問題があることを考えると、医療機関が赤字にならないようにしたり、開発側に資金提供したりするなど、国による支援や制度

設計が必要不可欠なのです。

これからの「法と医療」との関わり方についてはどうお考えでしょうか

大磯　これまで、法と医療とは、医事法学に代表するように対立的な構造でとらえる視点での関わり方がほとんどでした。

しかし、これからはそうではない関わり方をしていくべきです。

例えばオンライン診療で言えば、メイドインジャパンで開発を進め、医療としても産業としても拡大していくことで日本が国際基準を創っていくことができる分野です。一方、それを実現するためには、トラブルが生じたときの責任論や補償の問題なども考えていかなければなりません。

つまり、法整備も含めた制度設計を考えていく必要があるのです。

これからは、医療者と法律家が同じ方向を向いて互いに関わっていくことが求められていると思います。

河﨑　我々法律家の出番もありそうですね。よりよい「法と医療」との関わり方の提案や発信を早稲田発でできたら素晴らしいですね。

稲門法曹会としても、これまで稲門医師会とシンポジウムを行ってきましたし、今後も関わっていきたいと考えています。コロナで大変な時期ではありますが、コラボ企画なども開催し、これまで以上に連携を深めていければと思います。

本日はありがとうございました。

稲門法曹会活動報告

法律相談だけじゃない！

「大人の早稲田祭」を楽しむ

～「法律相談会@稲門祭」参加レポート～

文／弁護士 髙橋宗吾

2019年10月20日、毎年恒例の「稲門祭」が早稲田キャンパスにて盛大に開催されました。

Report 1

稲門祭とは、一言で表現すれば「大人の早稲田祭」。早稲田で学んだ校友やその家族、近隣住民の方や早稲田ファンの方々が早稲田キャンパスに集います。各地域稲門会が販売する名産品を手に取り、応援団や各種団体のパフォーマンスを堪能し、校友同士・早稲田ファン同士で交流を深めます。

同時期に開催される、学生主体の早稲田祭では許されていない「キャンパス内でのお酒」を楽しめるということもあり、早稲田祭に勝るとも劣らない活気です。

この稲門祭、実は稲門法曹会も毎年参加しています。

Report 2

そうはいっても、もちろんお酒を売ったり、野菜を売ったりしているわけではありません。

『無料法律相談ブース』を設置し、稲門祭の実施時間中、校友のみなさまからの法律相談を気軽に受け付けています。

ベテラン会員から若手会員まで、昨年は延べ15名程のメンバーがシフトを組み、常時4、5ヶ所の法律相談ブースを設置しました。

稲門法曹会として稲門祭に参加しはじめた頃は、「お祭りの雰囲気の中、法律相談ブースに立ち寄る人がいるのか？」という懸念もありました。しかし、早稲田の同志が話を聞いてくれるという安心感からか、無料・予約なしで立ち寄れるという気軽さからか、稲門祭に訪れる校友のみなさまに大変好評をいただいています。昨年はなんと35件の法律相談を受け、実際に受任に繋がった案件も複数あります。

いわゆる法律相談だけではなく、「自分も法学部卒業だった」「息子が弁護士を目指している」「実は自分も稲門法曹だ」という方々にお声がけいただくこともありました。この法律相談ブースの設置が、将来の稲門法曹の拡充に繋がる可能性も十分見込めます。

また、稲門法曹会のテントの周りは、いわゆる職域稲門会、特に士業の稲門会のテントで固められています。税理士稲門会・行政書士稲門会・司法書士稲門会・社会保険労務士稲門会・中小企業診断士稲門会などのテントと行き来して、コラボレーション企画の相談をしたり、仕事の相談をしたりしている会員もいました。特に若手会員にとっては、隣接士業との交流範囲を広げるまたとない機会になっています。

相談シフトの時間以外には、各会員が思い思いに稲門祭を満喫しています。

Report 3

所縁のある他の稲門会のテントを覗きにいったり、地域稲門会が出している飲食のテントで食べ歩きをしたり、大隈庭園で開催されるお茶会に参加したり。稲門祭でしか食べられない名物や、稲門祭の1日限定で復活営業するワセメシの名店などもあります。子供連れでも楽しめる出し物がたくさんあるので、子ども連れで来る校友も多くいます。昨年は天候にも恵まれ、本当に穏やかな1日でした。

そして！忘れてはならない稲門祭のメインイベントは、最後にやってきます。グランドフィナーレとして、その日早稲田に集った全校友が大隈講堂前に集結します。

早稲田出身アナウンサーの司会のもと、総長（昨年は当会顧問でもある鎌田薫先生でした）、実行委員長（昨年はマラソンの瀬古利彦さんでした）の挨拶などが続きます。そしてついに、全校友お待ちかね、応援部による稲門祭スペシャルステージです。夕方、日が傾き始めた大隈講堂前で、同じ理想の光を仰ぐ校友達と肩を組んで歌う「紺碧の空」、そして「都の西北」は、心に染み入ります。

自治体や弁護士会での法律相談会とはひと味違う、実もありながら楽しみもある、本当に素晴らしい機会です。

さてこの「大人の早稲田祭」、実は2020年は中止が決定してしまいました（筆者は、校友会組織委員会にも所属しており、昨年から稲門祭実行委員も務めています）。

2021年には必ず稲門祭も開催されると信じて、そしてその時には稲門法曹会からさらに多くの会員が参加していただけるように祈るばかりです。

活動報告

稲門法曹会は年間を通して、
様々な活動を行っています。

常任理事会（2019.7）

過年度の決算報告、今年度予算案について決議が行われ、今後の活動について活発な議論がなされました。

理事会・総会（2019.10）

理事会では会計報告等のほか、賛助会員規程等改正およびそれに伴う会則改正等が議論され決議されました。総会では理事会決議の結果が報告され、また新規理事の選任が行われました。

合格発表（2019.9）

合格発表会場（法務省）前で合格祝賀会のご案内を配布し、稲門法曹会への歓迎を呼びかけました。

記念講演会（2019.10）

鴨志田祐美弁護士より「大崎事件再審にみる、わが国の刑事司法の課題と展望」と題し、実際の事件の概要や活動について、またその弁護活動を通して感じた思いや稲門法曹のあり方についてお話しいただきました。

懇親会（合格祝賀会）（2019.10）

今回は田中愛治総長からの合格祝賀ビデオメッセージを投影し、終盤には例年通り応援団・チアリーダーが登場、肩を組んでの紺碧の空、早稲田大学校歌を斉唱しました。

稲門祭（2019.10）

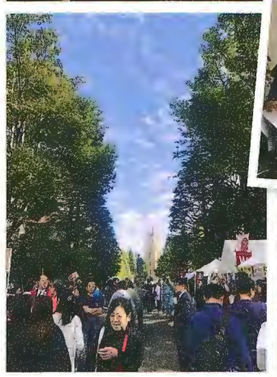

今回も多くの方々が相談に立ち寄られました。中には進学相談もあり、教員支部の会員が相談に応じていました。

稲門法曹会・早稲田大学　2020年度スケジュール

2020年	7月4日（土）	常任理事会（オンライン開催）
	8月4日（火）	稲門法曹会夏の講演会　第１回（オンライン開催）
	8月12日（水）～16日（日）	司法試験
	8月15日（土）	六大学野球早慶戦（春季リーグ）
	9月	稲門法曹会夏の講演会　第２回（オンライン開催）
	9月中旬	司法試験短答式合格発表
	10月3日（土）	稲門法曹会　総会（オンライン開催）
	11月上旬	早慶戦（秋季東京六大学野球）
	11月下旬	ラグビー早慶戦
	12月上旬	ラグビー早明戦
2021年	1月2日（土）・3日（日）	箱根駅伝
	1月20日（水）	司法試験合格発表
	2月6日（土）	懇親会（合格祝賀会）※予定
	3月中旬	会長・副会長会議
	3月下旬	卒業式

総会報告

2019年10月26日(土)、リーガロイヤルホテル東京にて
2019年度稲門法曹会総会・懇親会(合格祝賀会)が行われました。

総会・懇親会出席状況

200名(合格者含む)

事業実施状況報告

秋山事務局長より、各種会合、メールマガジンの発行、Web サイト・SNS の運営、会報の発行、支部訪問、各種稲門会との交流、稲門祭出店、稲門法曹奨学金への寄付等、当会の事業実施状況が資料に沿って報告されました。

法務研究科の現状について

報告:松村和徳法務研究科長(当会常任理事)

●司法試験の状況

昨年度から大きく合格率が上昇している点に触れ、引き続き学生に向けたより良い教育の展開と活性化への取り組みについて語られました。

●法学部での「法曹コース」の新設

今後の3+2(学部3年・ロースクール2年)と呼ばれる学部からの総合的な法曹養成制度(「法曹コース」制度)の開始にあたって、土台としての法学部教育とロースクール教育の間を接続するアドバンス教育の必要性を語られました。

理事選任

東京支部(第一東京)より推薦があり、新たに澤野正明弁護士が理事に選任されました。

会則改正・賛助会員規程等改正報告

賛助会員制度に関連する条項について、会則、賛助会員規程及び会費規程について改正案が示され、理事会にて可決されたことが報告されました。

法学部の現状について

報告:田村達久法学部教授

●法学部生向け　Lawyer's Salon

学部生に法曹の魅力を伝えることを目的とした取り組み「Lawyer's Salon」について紹介されました。テーマを設定して開催し、弁護士事務所訪問や、裁判官・検察官OBへの訪問も行っているとのことです。

●付属校高校生向け模擬裁判「法学部への招待」

早稲田大学本庄高等学院と早稲田大学高等学院の学生向けに、8号館の法廷教室で模擬裁判で、迫真に迫る若手弁護士の方々の演技が人気とのことです。系属校の早稲田実業も今後対象としたいと展望が語られました。

●「法曹コース」新設について

法曹コースが新設されるにあたって、早稲田法曹の姿を現役の学部生にぜひ見せていただきたく、ご協力いただける場合は法学部事務所へぜひご連絡いただきたいとのことでした。

会計報告

収入

項目	金額
前年度繰越金	8,476,356
会費	6,785,000
受取利息	82
記念品売上	5,000
祝金	92,000
広告収入(会報)	299,244
合計	15,657,682

支出

項目	金額
委託費	3,240,000
手数料・雑費	126,215
会合費	550,170
印刷費	423,360
会報作成費	1,080,000
事業費	196,851
通信費	175,225
ロー・レビュー支援	200,000
システム運用費	45,316
稲門法曹奨学金	1,300,000
旅費・交通費	254,905
謝金	50,000
小計	7,642,042
未払金調整	-200,000
次年度繰越金	8,215,640
合計	15,657,682

稲門法曹会

夏の講演会企画 開催のご報告

去る2020年8月4日、稲門法曹会「夏の講演会企画」が開催されました。
以下にて、本講演会の開催報告をさせていただきます。

この企画は、昨年好評を博した稲門法曹会「春の講演会企画」の第2弾であり、本年は、新しい試みとして、同じ職域稲門会である「ファイナンス稲門会」との共催となりました。

また、新型コロナウイルス感染症が広がるなかでの開催であったため、はじめてウェブ会議システムZOOMを利用した完全オンライン方式で開催いたしました。

このような初の試みにも関わらず、参加者は40名をかぞえ、オンライン形式の講演会としては、多数の方にご参加いただけました。

今回、ご登壇いただいたのは、公認会計士・税理士であり、現在は、飛騨信用組合常勤理事兼総務部長・フィンテックプロジェクトチームリーダーとひだしんイノベーションパートナーズ株式会社の代表取締役社長を務める、古里圭史様です。

古里様は早稲田大学卒業後、有限責任監査法人トーマツに在籍し、上場企業・非上場企業の会計監査業務やIPO支援業務に携われていましたが2012年に地元飛騨高山へのUターンを決意され、地域密着のコミュニティバンクである飛騨信用組合に入組されたという異色の経歴をお持ちの方です。

今回の講演会では「コミュニティファイナンスによる元気な地域づくり～飛騨高山での実践から～」と題して、古里様が主導した飛騨高山地域の電子地域通貨である「さるぼぼコイン」のご紹介と、「さるぼぼコイン」を用いた、地域活性化のあり方についてお話をいただきました。

「さるぼぼコイン」は、QRコードを用いて財貨の移転を行うPayPayやLINE Payなどと似た仕組みをもっています。ですが、「さるぼぼコイン」が誕生したのは、これら大手企業によるQRコード決済が盛んになるよりはるか前の2017年であり、サービス開始当初は、極めて先進的なサービスでした。

「さるぼぼコイン」の特徴は、基本的に高山市・飛騨市・白川村でしか使用ができないことにあります。このような地域限定の電子通貨を発行することにより、地域内での決済を見える化するとともに、地域内で循環する資金をできるだけ多くし、地域活性化につながるよう「さるぼぼコイン」は設計されています。

現在、さるぼぼコインの利用登録者は約1万2000人、主に主婦層の方に多く使用されているそうです。また、使用可能な店舗も1200店舗を数え、多岐にわたる決済に用いられているとのことで、時には軽自動車の売買にも「さるぼぼコイン」が使用されている例もあるとのことです。

決済データーが見える化することの影響も極めて大きいそうで、例えば、食料品は地元資本の店舗で購入されることが多いが、医薬品などは、チェーン店で購入されることが多いなど、商品分野に応じた取引内容のデーターが蓄積されるようになったとのことでした。

他方で、「さるぼぼコイン」には、決済の多くがBtoCで占められており、決済額が大きくなるBtoB決済への利用が普及していなかったり、「さるぼぼコイン」の仕組みが地域外からの資金流入に生かしきれていなかったりするなどの課題も多くあるそうです。

今後は、これらの課題を克服するため、税金の支払いなどの公的分野での決済や、「さるぼぼコイン」でなければ購入できない地域特産品のECモールの開発をすすめていくなどの発展や、蓄積したデーターを生かして、地域事業者へのコンサルティング業務を実施していくことなどを考えているとのことでした。最終的には円貨に交換しなくても「さるぼぼコイン」のみで地域経済を回すことができる仕組みが作りたいという大きな野望をもっているとのことで、その壮大なスケール感に大変ワクワクしました。

なお、講演会のあとは、懇親会に代わり「ZOOM飲み会」を実施しました。ZOOM飲み会では、ワセメシのひとつである「メーヤウ」の話で盛り上がるなど、稲門会らしい早稲田愛にあふれる会話が繰り広げられました。

地域活性化というと、弁護士からはなかなか縁遠い世界のように思われがちです。

しかし、地域のために「新しいこと」をしたいと思ったときに、法律に関連する諸問題に衝突する事例は極めて多くあります。「さるぼぼコイン」も企画にあたり、資金決済法や銀行法など、多岐にわたる法律の検討や金融庁との交渉が必要だったとのことでした。

古里様が、講演会の中で、「今回は東京の大きな事務所に手伝っていただいた。こういう新しい事業を立ち上げようと思うと、いつも紹介されるのは東京の弁護士さんばかりになってしまう。せっかくなので身近なところにいる弁護士さんに相談できれば心強い」とお話されていたのは大変印象的でした。

新型コロナウィルス感染症がひろまり、私達をとりまく世界は日々様相を変えていっています。私達弁護士も、視野を狭くすることなく、常に世の中の動きを捉えながら、新しいニーズを汲み取っていかなければならないと、改めて感じさせる講演会でした。

稲門法曹会では、今後も、職域稲門会の特性を生かして、従来の法曹の活動領域にとらわれない、新しい業務分野の開拓に役立つような講演会などをどんどん企画していきたいと思います。

稲門法曹会活動報告

高校生に「法曹」の魅力を伝える！

弁護士が本気で魅せる模擬裁判

文／弁護士
三宅千晶（70期）

【1】はじめに

2019年6月８日及び同年９月15日、早稲田大学法学部の主催で、「法学部への招待」と題するイベントを実施しました。今後の進路を考えている高校生（特に附属・系属校の生徒とその保護者）に向けて、法学部で学べることや、将来のキャリアビジョンについて伝えるイベントです。

このイベントにおいて、稲門法曹会員でもある弁護士数名が協力し、法曹の世界により興味を持ってもらうことを目的とした刑事模擬裁判の実演・講義を行いました。

2回にわたり実施しましたが、多い回では学生だけで約120名、保護者も併せれば150名以上もの参加がありました。法曹人気、法学部人気の低下が指摘される中で、まだ盛り返していくチャンスがあるということがうかがえました。

【2】対決！検察官vs弁護人

会場は早稲田大学法学部8号館法廷教室。たくさんの学生と引率の保護者の方々の熱気に包まれ、まず裁判官役・小島秀一弁護士（61期）が、裁判官、検察官、弁護人の役割を語りました。マハトマ・ガンジーやアメリカのオバマ前大統領も「法曹」の出身であるという事実は、学生の関心を惹いたようでした。

それから場面は変わり、いよいよ刑事模擬裁判の実演です。

検察官役・太田和範弁護士（63期）が、被告人の女性が、どのような凶器で、どのような態様で、被害者にどのような怪我を負わせたのかを説明します。その上で、被害者役・稲村宥人弁護士（71期）が、受けた苦痛や恐怖を生々しく語りました。

なんて可哀想な被害者、なんて酷い被告人なんだ！という雰囲気になったところで、弁護人役・髙橋宗吾弁護士（68期）による、被告人役の私に対する被告人質問が行われました。弁護人の練られた質問と、被告人役である私の泣きの演技で、形勢逆転。犯情について適確に検察官の立証の問題点を指摘し、かつ、検察官立証では見えてこない被告人自身のストーリーに光をあてることで、一気に被告人に同情的な空気に。

それから、実演とは思えないほど熱の入った論告・求刑及び最終弁論が行われました。

【3】結論はいかに？

いよいよ判決です。しかし、学生にとっても、実演を観て終わりというのは面白味がありません。そこで今回は、裁判官役の小島弁護士が判決を下すのではなく、学生と引率の保護者の方々に、裁判員になった気持ちで、「被告人に執行猶予を付すべきか否か」を考えてもらう、という課題を設定していました。

全ての実演が終わった後、学生と引率の保護者の方々に対して、２つの問いかけを行いました。１つ目は、「検察官立証を終えた段階で、被告人に執行猶予を付すべきだと思ったか」、２つ目は、「弁護人の最終弁論が終わった段階で、被告人に執行猶予を付すべきだと思ったか」。

……皆さん、学生と引率の保護者の方々からは、どのような答えが返って来たと思いますか？　興味深いことに、1つ目の質問に対しては、「執行猶予を付すべきではない」との回答が大多数を占めていたのに対し、2つ目の質問に対しては、「執行猶予を付すべきである」との回答が約99．9%だったのです。今回の模擬裁判で扱った事案は、実は弁護人役を担当した髙橋弁護士が実際に扱った事案をモデルにしています。そのため、（弁護人目線でシナリオが作られているという点で）若干の不公平感は否めませんが、学生は、法曹の魅力だけではなく、模擬裁判の実演講義を通じて、光の当て方で物事の見え方は変わることを感じ取ってくれたのではないでしょうか。

【4】おわりに

全ての企画が終わった後に高校生と引率の保護者の方々に答えて頂いたアンケートにも、好意的な回答が多く寄せられていました。例えば、「被告人と被害者役の2人は、本物の役者の人だったのか？」というまさかの質問から、「実際に裁判の傍聴に行ってみたい」「学院生全員に見せてほしい」「法曹の仕事に興味がわいた」といったありがたい感想も多数見られました。

法曹の世界に興味を持ってくれる学生の掘り起こしは、ロースクール生に対する臨床法学教育だけでは不十分です。法学部に入りたての学生達、あるいは今回のようにどの学部・大学に進学しようか悩む高校生に向けても、法曹という仕事の魅力、そして、我々稲門法曹会の存在を強く発信していく必要があるでしょう。

刑事模擬裁判の実演講義をきっかけに、将来法曹の世界で輝きたいという夢を抱いた学生が、いつか稲門法曹会の一員になってくれる日を夢見つつ、今年も刑事模擬裁判の実演企画を実施いたします（新型コロナウイルスの影響で、今年は業者を手配して模擬裁判の様子をドラマ風に撮影し、それをオンラインイベントの中で上映することになりました！）。

また、このイベントは、附属校や系属校だけで実施するにはもったいないものだと思っています。法学部と協力して、各地方の高校生達にも早稲田法学部の魅力を伝えていけるように活動を広げていきたいと考えています。動画コンテンツも完成すれば、オンラインでの企画も実施しやすくなります。

本活動に関心を持たれた稲門法曹会の皆様におかれましては、是非本活動を応援して下さいますようお願い申し上げます。

2019.9.20

北海道支部イベントレポート

令和元年9月20日、北海道支部総会・記念講演会が開催されました。寺田逸郎氏と鎌田薫氏を迎えて行われた講演会の内容を紹介します。

北海道支部は、令和元年9月20日、令和元年度北海道支部総会・記念講演会を開催いたしました。

今回の記念講演会は、前最高裁判所長官の寺田逸郎氏及び前早稲田大学総長鎌田薫氏をお招きし、ご両名から、平成という時代を俯瞰し、令和という時代を展望するという貴重なご講演を頂きました。なお、ご両名とも、新元号に関する有識者懇談会に参加されており、令和という新時代を迎えて間もないこの時期に大変ふさわしい講演会となりました。

寺田逸郎前最高裁判所長官　ご講演
「法と裁判 ― 平成はどんな時代だったのか」

まず、平成時代の様々な社会の動きを背景に進められた多種多様な法整備の流れについてご紹介いただきました。

また、平成時代には、被害者救済の手立ての多様化（差止め、過失責任の修正、簡便な救済手続、団体による救済、行政・警察・裁判所による救済等）が進んだことを、いくつかの著名な判例を交えてご紹介いただきました。

そして、平成は、民事・行政・刑事の境界が相対化した時代（民事における差止め、刑事における被害者の役割拡大等）であると分析されるとともに、それまで行政主体であった立法のメカニズムが、議員による立法及びこれを国民が後押しする形に変化してきたことが特徴的であった旨ご指摘がありました。

鎌田薫前早稲田大学総長　ご講演
「『令和』時代の高等教育 ― 早大総長８年間の経験を踏まえて」

まず、既に始まっている人口減少・働き手減少の時代には、一人一人の労働生産性を向上させることが必要で、それには、すべての国民の知的水準を伸長させる必要がある旨ご指摘がありました。

また、経済格差が教育格差を生み、さらに教育格差を拡大させるという悪循環を断つこと（教育費の負担軽減等）が必要である旨ご指摘がありました。

そして、大学教育においては、生涯学び続ける姿勢を身につけさせ、自ら新たな解決策を考え出す機会を充実させることが必要である旨ご指摘され、その理念を踏まえた「Waseda Vision 150」の具体的内容についてご紹介いただきました。

同講演会には、北海道支部会員はもちろんのこと、前検事総長、札幌高等裁判所長官、札幌弁護士会長をはじめとする北海道内の法曹関係者や経営者の皆様にも参加していただき、総勢100名近くの大盛況となりました。

講演会後に行われた懇親会でも、両講演を踏まえた意見交換が活発に行われるなど、北海道内の法曹関係者や経営者の皆様が懇親を深めるまたとない貴重な機会となりました。

新人法曹の抱負

今年も多くの法曹が早稲田から誕生しました。
ここでは、72期の新人法曹の中から
18名の方をご紹介します。

①仕事内容
②抱負
③好きだった講義
④好きなワセメシ
⑤尊敬している早稲田の教授
⑥趣味
⑦将来の夢

大塚 仁 弁護士
おおつか ひとし
レイ法律事務所

①法律相談、裁判期日等への同行、書面作成等。事案の種類は様々です　②振られる仕事をミスがないよう必死で仕上げる日々。子ども、芸能等興味を引く案件が多い事務所なので、楽しく、興味を持って仕事しています。スポーツ紙記者の経験を活かし、いずれはスポーツ法務の分野で活躍したいと思っています　③スポーツ・エンタテイメント法　④油そば　⑤福島洋尚教授　⑥子育てと野球観戦　⑦長男をプロ野球選手に育て、自分がその代理人を務めること

境野 秀昭 弁護士
さかいの ひであき
弁護士法人東京新宿法律事務所

①一般民事、刑事等　②一般民事事件を中心とする法律事務所で研鑽を積んでおります。日々分からないことの連続ですが、何事からも学ぶ姿勢、挑戦の気持ちを忘れずに、理想の弁護士像を追求していきたいと思います　③労働法　④麺珍亭　⑥野球

東 紀帆 弁護士
ひがし きほ
弁護士法人トラスト＆サービス

①企業法務メイン　②今はまだ個人のお客様はいませんが、信頼と実力を得て、個人のお客様を獲得していきたいです。また子ども法委員会に加入しているのでそちらの活動も精力的に行いたいです　③刑法、刑事訴訟法　④チャイ(中華料理屋)　⑤松原芳博先生、小川佳樹先生　⑥食べ歩き　⑦プライベートも充実した弁護士

石木 貴治 弁護士
いしき たかはる
弁護士法人ベンチャーサポート法律事務所

①中小企業法務・一般民事他　②多士業ワンストップ型の事務所で業務を開始して早くも半年以上が過ぎました。コロナ禍にもかかわらず様々な案件にかかわって忙しくしております。何が降ってきても初動は慌てない位の弁護士に早くなりたいです　④武道家

坂口 泰裕 弁護士
さかぐち やすひろ
中山敬三法律事務所

②前職の金融機関での経験も、弁護士として活かしていきたいです　③民法　④十文字　⑤山野目章夫先生　⑥サッカー、キックボクシング、酒

中尾 基哉 弁護士
なかお もとや
弁護士法人　法律事務所フォレスト

①事務所案件としては企業法務、個人事件としては一般民事全般、刑事事件　②事務所としては、中小企業の顧問案件がメインとなります。企業の皆様が気軽にできる相談役として、日々勉強しなければならないと思っております。また、個人事件では、刑事事件にも力を入れております。手続等でまだまだ不安な部分も多々ありますが、代表弁護士や先輩弁護士の指導を受けながら、成長していきたいと思っております　③刑法応用演習(松原先生)　④さんぴんの牛丼　⑤一人に決められません　⑥ドライブ　⑦実家を出て一人暮らし(1年以内)

青木 千恵子 弁護士
あおき ちえこ
法学館法律事務所

②弁護士として被害者支援や家事・民事事件に携わる傍ら、司法試験予備校の講師として後進の指導にあたっております　②入学前からボランティアで被害者支援に携わって参りましたので、特に被害者参加弁護士としての活動に力を入れて取り組みたいです。被害に遭った辛い過去を乗り越えて新しい人生を歩き出すお手伝いができたらと思います　④3つのオレンジへの恋(閉店してしまった)　⑤鎌田薫先生　⑥動物と遊ぶこと　⑦保護猫シェルターをつくること！

田中 宏実 弁護士
たなか ひろみ
小林裕彦法律事務所

①主に岡山の企業や行政等の顧問先からの相談に対応していますが、一般民事、家事、刑事等も幅広く扱っています　②企業や行政からの相談、一般民事、家事、刑事など幅広い業務があり、分からないことだらけで勉強の毎日ですが、依頼者の想いを実現できるよう、日々研鑽していきたいと思います　④金城庵、わせ弁

板原 愛 弁護士
いたはら あい
フロンティア法律事務所

①労働(使用者側・労働者側)、不動産、契約、その他一般企業法務、一般民事、家事、各種講演　②社会正義の実現と人権の擁護が私の使命であることを忘れず、志を持って仕事をして参ります。また、常に謙虚で、自己研鑽を惜しまない弁護士でありたいと思います　④麺珍亭の油そば　⑤山野目章夫先生　⑥お酒、カラオケ　⑦子育て、意義深い人生をおくること

松田 和真 弁護士
まつだ かずま
弁護士法人松田共同法律事務所

①交通事故を中心に一般民事　②地元宮崎で弁護士になり半年現在、交通事故を中心に様々な事件を受任し、委員会活動でも記者への説明会でテレビに出る(映像のみ)など、思っていた以上に様々な経験をし、日々成長を実感しています。今後も精進し、相談者、依頼人には関わりを持ってよかったと思われる弁護士になりたいと考えています　③民法系全般

長和 竜平 弁護士
ながわ りょうへい
練馬・市民と子ども法律事務

①一般民事・家事・刑事と幅広く行っておりますが、子どもの権利に関わる仕事や委員会活動に力を入れています　②在学中は学業のみならず人の繋がりの重要性を感じる機会が多く、多くの人に助けられて法曹になることができました。今度は私が誰かの支えになれるように、日々頑張って参ります。本学でのAA業務を始め、お目にかかる機会がありましたら是非お声かけ頂けましたら幸いです。よろしくお願いいたします　③子どもと法　④閉店してしまいましたが、いもやの天ぷらは1000回くらい食べました　⑤棚村先生　⑥人との交流、スポーツ観戦など　⑦多くの人が夢や希望を持って生きていけるようなお手伝いを少しでも出来ればと思っています

浜島 裕敏 弁護士
はまじま ひろとし
弁護士法人鈴木総合法律事務所

①一般民事事件、刑事事件、家事事件など　②「悪戦苦闘」という言葉がぴったりの毎日ですが、一日でも早く、様々な悩みを抱えるお客様にとって、頼りがいのある弁護士になれるように、人としても、法律家としても、日々精進していく所存です

神童 彩佳 検察官
しんどう あやか
神戸地方検察庁

①公判立会　②憧れの神戸での検事生活が始まり、希望と期待を胸に抱いていた日々は過ぎ去り、今は多くの事件に追われる日々です。決済官や先輩検事にアドバイスをいただきつつ、同僚と力を合わせて事件に追われるのではなく、事件を追いかける検事になります　③捜査法　④武道家　⑤太田茂先生　⑥温泉巡り　⑦メンタルの強い検事

大井 友貴 裁判官
おおい ゆき
名古屋地方裁判所刑事部

①合議事件、令状処理等　②働き始めて半年以上経ちましたが、毎日新しい発見や悩みがあり、大変ながらも充実した日々を過ごしております。先を見据えた進行管理や、適正な判断ができる裁判官になるために、今後とも1つ1つの事件にしっかりと向き合っていきたいと思います　③ロースクールで受講したもの全て④学会の明太マヨ、厳哲の創作塩つけ麺　⑤たくさんいて挙げきれないです　⑥ピアノ、旅行、料理の練習　⑦笑顔の絶えない家庭や職場を築き続けること

齊藤 詩織 弁護士
さいとう しおり
永松総合法律事務所

①一般民事、企業法務等　②一般民事事件を中心とする事務所で日々事件に向き合っています。入所から半年でまだまだわからないことだらけですが、日々の業務に真摯に取り組み、研鑽を積んで参ります　⑤松原芳博先生

河田 崇大 弁護士
かわだ たかひろ
弁護士法人あすか呉事務所（法テラススタッフ弁護士）

①一般民事、債務整理、刑事事件等　②通常の業務はもちろん、司法過疎問題や貧困問題等に取り組むなどすることで、弁護士として社会に貢献していきたいと思います　⑥サッカー、フットサル

河野 正嗣 弁護士
こうの まさつぐ
日本司法支援センター

①弁護士として民事事件や刑事国選の業務　②法テラスのスタッフ弁護士として現在は、福岡県の久留米市にある事務所で弁護士として働きつつ、養成を受けています。年明けから法テラスの各地方事務所に赴任することになります。弁護士として立派に活動できるように精一杯努めて参ります　④武道家のラーメン

藤本 知英美 弁護士
ふじもと ちえみ
豊島総合法律事務所

①企業法務を中心に一般民事や研修等　②修習中には見られなかったM&A案件や行政関係など、日々新しいお仕事を経験させていただいています。できるだけ早く案件を一人で処理できるようになるため、先輩方の仕事振りから学んでいるところです　③会社法　④図星　⑤福島先生、山野目先生　⑥映画鑑賞、旅行　⑦世界一周旅行

令和2年

各支部だより

稲門法曹会各支部の最新情報をお届けしています。
多くの地域で様々なテーマの集いを企画し、会員相互の親睦を深めています。

四月会(裁判官支部)

去る2月21日、今年もリーガロイヤルホテル東京にて四月会の例会が行われました。四月会とは、早稲田大学出身の裁判官の集まりです。20期代から70期代まで世代を超えて、早稲田という共通点のみで集まるわけですが、やはり本学のカラーか初対面でも話しやすい方が多く、若手としても安心して参加できます。

新型コロナウイルスの猛威がギリギリ顕在化していなかった時期ということもあり、今年も新入会員8名(第72期新任判事補)を含む39名の方が出席されました。

まずは、大段亨会長による開会挨拶で幕を開け、早稲田大学からの来賓の先生方からご挨拶をいただきました。また、既に裁判官を勤め上げたOB会員の皆様からは、現役会員、とりわけ新任判事補に向けて、「記録に、事件に、真摯に取り組む」、「合議で積極的に噛み付く」など若手裁判官として大事な心構えをご教授いただきました。個人的には、大竹たかし先生が、引退後所属されている事務所において、毎年、弁護士職務経験者を受け入れているが、その評価が高く、誇らしいという話をされており、異なる事務所ではあるものの、4月から弁護士職務経験を控えた筆者としても、先輩方の築いてきた評価を維持、向上すべく頑張りたいと改めて思いました。その後、フレッシュな新入会員から、今後の抱負等が述べられ、恒例のエール交換と校歌斉唱を経て、川上拓一先生の閉会挨拶をもって、本年も盛会のうちに終了となりました。

最後に、ここまで読んでいただいた方は、「そもそも2月に開催しておきながら四月会とはこれいかに？」と思われているかもしれません。しかし、そろそろ紙幅も尽きそうですので、その話はまた機会があれば、ということで割愛させていただきたいと思います。

(69期　野上小夜子)

検察稲門会

令和2年1月20日午後6時45分、検察稲門会の新任検事歓迎会が開催されました。

新任検事を歓迎するという趣旨で開催された会であるだけに、新任検事の自己紹介のコマが長かったことが印象的でした。

それだけ先輩方が検察稲門会に新しくメンバーに加わった私たちのことを気にかけてくださっているということなのだと思うと、大勢の先輩方の前で自己紹介をするという緊張感はありつつも、温かな歓迎に感無量の心地でした。

現役の検事だけでなく、すでに退官されて弁護士や公証人として活躍されている先輩方もいらっしゃって、検事のキャリアについて様々なお話を聞かせてくださいました。

私は当初、検事は捜査検事や公判検事しかイメージがなく、新任検事研修で検事のキャリアは様々にあることを教えられたものの、大勢の様々な道を歩まれている方々と直接会ってお話しするまで実感があまりわいていませんでした。

私は、現場でできる限り長く働きたいと考えているので、捜査や公判の現場で様々な事件を取り扱ってきたお話をたくさん聞けて大満足でした。

特に印象に残っているのは、ある先輩検事のおっしゃったお言葉で、長い検事生活を続けてきたけれど、心からこの事件を解決できたという晴れ晴れとした気持ちになれた経験は少ないというお言葉でした。

数えきれないほどの事件と向き合うなかで、どんなに真摯に向き合っても心残りややりきれない想いをすることは多くあるとおっしゃっていました。

そのお言葉に賛同されていた先輩方は多く、検事という仕事の奥深さ、難しさを知りました。

また、先輩方の謙虚に事件と向き合う姿勢に心を打たれました。

私の道はまだ始まったばかりで、これからどのような経験をしていくのか想像することもできません。

犯罪によって傷ついた大勢の人々と関わってきた先輩方のお話はとても深く、またこのような機会をいただいて、自分の力にしていきたいと思いました。

しかし、今のところ次の活動予定は未定です。

はやくもとの世の中に戻り、また検察稲門会の先輩方や同胞とお会いしたいと心から思っています。

(72期　神童彩佳)

北海道支部

1.令和元年度稲門法曹会北海道支部総会・記念講演会について

令和元年9月20日、令和元年度稲門法曹会北海道支部総会・記念講演会が開催されました。

支部総会においては、北海道支部の今後の運営体制を中心に協議が行われ、今後は、各単位会(札幌、旭川、釧路、函館)が連携し、支部活動の活性化を図ることが確認されました。

支部総会に続いて開催された記念講演会においては、今後はもはや実現不可能とも思われる大変豪華な講師のお二人(寺田逸郎前最高裁判所長官及び鎌田薫前早稲田大学総長)をお招きしました(詳細は本号の特集記事にて紹介させていただいております)。この貴重な機会を逃すまいと総勢100名近くの方にご参加いただき、おかげさまで大盛況となりました。

2.今後の活動予定について(全道キャラバン)

北海道支部では、これまで、札幌を中心に毎年の支部総会・記念講演会等のイベントを実施し、多くの会員の方に足を運んでいただきました。

しかし、一方で、北海道支部には、地理的な問題のために、イベントに参加することが困難となっている会員が多く存在し、各単位会同士の連携が限定的となっている現実があります。

そこで、北海道支部では、各単位会同士の連携の機会を確保し、支部全体での会員相互の交流を深めるべく、札幌から有志の会員を募って、旭川、釧路及び函館の各地を訪問する全道キャラバン企画を今後実施することを検討しております。単位会の枠を越えての交流の機会は、毎年の道弁連大会以外にはほとんどないと思われますので、誰にも経験がない新たな試みとはなりますが、必ずや支部全体の結束を固める良い機会となると考えています。

現在のところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施の日取りは未定ではありますが、北海道内の会員相互の連携をより強固にすべく、早期の実現を目指してまいります。

(68期　柴野淳一郎)

東北支部

宮城県での活動について何か書こうと思いましたが、ご多分に漏れず新型コロナウイルス感染の影響を受け、今年8月に予定していた会合は開催を断念いたしました(東北支部としてのまとまった活動はございません)。そこで今回は，私が知る限り宮城県でのこの10年間の活動を振り返ることにしました。

2010年7月は十数年ぶりに法曹三者が割烹鰻屋に集い、盛大に開催されました。当時は修習生だったM先生がこの日のために大学付近を写真に撮ってスライドショーを開催。私は当時、弁護士会野球部の応援部長を務めていたせいか、エールを切る役が回りました。そういえば、現在放映されているNHK朝ドラ「エール」では、紺碧の空の作曲秘話が取り上げられていました。

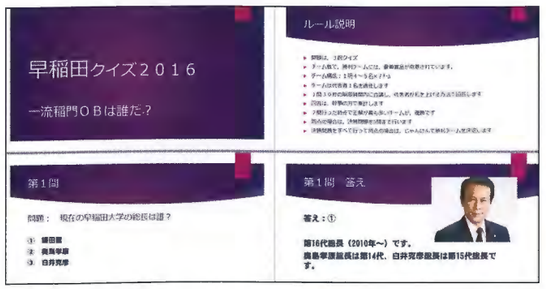

2012年には、当時の研究科長の石田眞先生及び秋山靖浩先生をお招きして稲門会を開催し、ロースクールの実情についてお話を伺いました。就職の支援という話題も出ておりました。

この当時は開催頻度も決めていなかったのでどうするか話題になりました。毎年は大変だけど、裁判官・検察官の転勤を考えると数年に一度くらいは開催した方がよいという話も出て、その年がたまたまオリンピックイヤー(ロンドン五輪)であったこともあり、4年に1回程度の開催ということになりました。

そして、2016年(リオ五輪)も無事開催となりました。この年は、たまたま高裁長官と地裁所長が稲門出身者で、開催を喜んでいただきました。この年のイベントは「早稲田クイズ」(画像をご参照ください)でした。

そして2020年(東京五輪)。その前年暮れに準備会を開催して2020年夏に稲門会を開催することを「決議」しました。4月上旬には、裁判官・検察官の異動情報で稲門出身者をチェックしましたが、全国に緊急事態宣言が発令され、ここまで。今後は情勢を見ての開催判断となります。

当支部には規約も会計も代表もなく、名前も仙台なのか宮城なのかも決まっていない緩やかな団体です。そして誰もそのことを疑問視しないのですが、そういうところに稲門らしさと居心地の良さを感じてしまいます。

(49期　伊東満彦)

中部支部

中部稲門法曹会の「これまで」と「これから」

7月上旬に予定されていた今年の総会は、新型コロナ感染拡大防止のため、残念ながら中止の已むなきに到りました。**中部稲門法曹会**は、2014年6月、当時の鎌田総長・石田法研センター長からのお声がけもあって、20年ぶりに復活、新組織として再出発、今年で7回目の総会を迎えるところでした。私が登録した1961年(昭和36年)当時は、名古屋弁護士会での稲門出身者は10名にも満たず、ときおり、部長クラスの裁判官3名～4名と大須事件の専任担当の気鋭の検察官らの**総勢10名程度の「お座敷早稲田の会」**が開かれる程度でした。1970年代に入って、弁護士会にも稲門出身者が増える一方、地元の中京大学・愛知学院法学部に大勢の早稲田関係の研究者が入られたこともあって、若手・中堅を中心とした文字通り**幅広い法曹会(中部稲法会)**が誕生し、一時期、「弁護士・判検事・学者」の三部会に幹事を配した活発な活動が行われていました。しかし、皮肉なことに、法曹界に稲門出身が増えすぎたためか、次第に「都の西北」の結束がうすれ、平成に入って間もなく「中部稲法会」活動は休眠状態に入りました。しかし、2013年頃になって、鎌田総長と石田事務局長らが**早稲田ロースクールを中核とした**、全国稲門法曹会の強化活動に刺激された形で、のちに愛知初の**女性弁護士会長となる池田桂子弁護士**が中心となり約10名の熱心な幹事・スタッフに人を得て、2014年6月、新生「**中部稲門法曹会**」(会員約140名)が誕生し、以後7年間、毎年幹事会の智恵の結晶ともいうべき**魅力的なテーマと講演者**で会を盛り立ててきました。

因みにこれまでの年度テーマと講師は、以下のとおりです。①「これからの早稲田の法曹養成」(鎌田総長)、②「私にとっての早慶戦」、③「早稲田ラグビーを語ろう」(ラグビー部総務小塩弁護士)、④「庶民の芸・落語を愉しもう」(立川談笑師・法学部卒業生)、⑤「ワセダの今昔」(現地取材動画)、⑥「東海地方の政治風土－ワセダの政治家－」(中日新聞前社長小出宣昭)。そして今年は、朝ドラにもちなんで「紺碧の空」をテーマに企画を進めていましたが、中止せざるを得ませんでした。

人が集まることも語ることもはばかられる嫌なご時世となりました。「**集まり散じて人は変われど‥‥**」を声高らかにうたえる日の近からんことを祈って、報告とします。

(13期　冨島照男)

近畿法曹稲門会

近畿法曹稲門会では、例年、定期総会、ゴルフコンペ、ビアパーティなどの親睦イベントを開催するとともに、本学島田陽一先生をお招きしての「同一労働同一賃金論と働き方改革」というテーマでの実践講座の開催や、内田和成先生の「ゲーム・チェンジはどこで起こるか」というご講演のTV会議システムによる視聴の実現など、学術イベントも定期的に開催しております。

残念ながら、本年度に入っては新型コロナウイルスの感染防止の観点からイベントは開催しておりません。

そこで、本稿では、特別編として、代表幹事である森本宏先生(39期)に近畿法曹稲門会及び稲門法曹会の今後についてお話を伺ってまいりましたので、インタビュー形式で掲載させていただきます。

山澤　本日はお時間をとっていただきありがとうございます。早速ですが森本先生は、現状の稲門法曹間の繋がりについてどのように感じておられますか。

森本先生　端的に言って、残念ながら、稲門会は三田会に、連携という点では遠く及ばないと感じています。例えば三田会では、会社内でも強固な繋がりがあるようですが、稲門会はそこまでに至っていません。法曹と実業界の繋がりにおいても、同様ではないかと思っています。OBの結束力の強さは、学生からはもとより進学先を検討する段階から大学の魅力に直結しますので、稲門会の独立独歩過ぎる風土はもう少し改善すべき点でしょう。

山澤　稲門法曹会・近畿法曹稲門会の強化との観点からは、具体的にはどういった方策が考えられますか。

森本先生　今までは大学とOBの間の連携は極めて少なかったように思います。大学の魅力を発揮しようとすれば、大学とOBのより一層の連携強化が必須です。修習生を例にとると、近畿圏出身者や、実務修習先が近畿圏である修習生は数多く存在します。修習に行った先の弁護士会で、あるいは就職先を探す際に、大学OBの弁護士から物心両面において親身にサポートしていただければ、どれだけ心強いでしょうか。近畿法曹稲門会という自発的な現地弁護士の組織では一定のサポートはしてまいりましたが、大学からの支援要請も修習生に関する情報もいただいたことはないです。近畿圏で活躍するOBと修習生の交流の場を大学側で意識的に提供する、ということがあってもよいでしょう。

山澤　私の実務修習地は大阪でしたが、例えば合格祝賀会の場や大学側から現地弁護士サイドに依頼があって、近畿圏で活躍されているOBの先生方と早い段階でお会いする機会がもっと多ければ、修習や就活への不安がより薄れたのではないかと思います。

森本先生　地方に稲門法曹が就職すれば、東京以外にも稲門法曹の活躍の場が広がることになりますし、地方のOBとしても優秀な人材と接触する機会が増えることになります。こうした活動が根付けば「早稲田はOBを含めてサポートが手厚い」という評価につながりますし、この結果、そのような評価が若い人の中に広まれば、本学を志望する学生が増え、大学、OB双方にとっても喜ばしいことだと思います。

山澤　研修などはいかがでしょうか？

森本先生　大学発信の研修の機会が少ないように思います。本学教授・助教授陣は勿論のこと、会計士、税理士、実業界で活躍されている方に講師になっていただいて、年一回といわず、定期的かつ複数回にわたって、講座を開設することを検討すべきだと思います。コロナ禍の影響でZoom等により開催される講演・講座も増えてきましたし、講師は東京にいながらでも発信ができるのではないでしょうか。距離はそれほど大きな問題ではありません。こういう方式なら講師の移動費用や宿泊代も不要になりますし、講師の謝礼だけであれば何とかなるでしょう。大学としては、講師の確保に協力し、ベテランOBは講師の費用について金銭面の援助をする、こうした連携により、若手OBの実力の底上げを図ることができますし、若手OBが稲門法曹会・近畿法曹稲門会へ参加する動機付けにもつながるのではないかと思います。また、ベテランOBにとってはカンパの成果が目に見える点が魅力ではないでしょうか。

山澤　大阪弁護士会は全国でも研修に力をいれている単位会ですが、実業会でご活躍されている方を招いての講演会の機会は少ないように思います。そうした機会が増えるとなると、まさに稲門会の本領発揮というところでしょうか。

森本先生　三田会では、事業で成功した方が若いころ三田会の先輩方からお世話になったことを振り返り、「今日(こんにち)の自分があるのは三田会のおかげです」と明確におっしゃることを何度も聞いています。本学においても、「今日の自分があるのは稲門会のおかげです」と胸を張って言っ**て**もらえるような風土を作っていきたいですね。

山澤　本日はご多忙にもかかわらず、ありがとうございました。

《インタビューを終えて》

稲門法曹会・近畿法曹稲門会への参加者増の必要性はよく話題にのぼりますが、OBと大学の連携という切り口からご教示いただいたアイディアは若手OBの私にとって大変魅力的に映りました。

今後も稲門法曹会・近畿法曹稲門会の活動を通じて、微力ながら「稲門会のおかげです」といえるような強固なOB組織の組成に貢献していく所存です。

(69期　山澤 満)

ロースクール稲門会

早稲田ロースクール稲門会では、2009年度から毎年、早稲田大学大学院法務研究科における課外活動や社会貢献活動に熱心な学生個人を表彰し、在学中の功績を称えるために、奨励賞を贈呈しています(https://www.waseda.jp/folaw/gwls/alumni/wlsaa/)。その狙いは、司法試験の受験勉強に過度に傾倒する法科大学院の一般的な風潮と一線を画し、社会において有益な法律家となるために真に必要な素養の多面的な育成を図り、早稲田が標榜する「挑戦する法曹」を体現する積極的な姿勢を持つ学生を応援することにあります。

2019年度から、稲門法曹会と共同開催の体制で、秋山靖浩事務局長にも選考に携わっていただきました。受賞者のコメントをご紹介します。

(66期　村上亜喜央)

●阿部凌大氏

活動内容:法教育の分野にて、学際組織を立ち上げる等高い公益性を持つ活動を行った

この度、ロースクール稲門会奨励賞を受賞させていただきました阿部凌大と申します。私がロースクール在学中に行った課外活動を評価していただいたことを大変光栄に思います。

私は、正課の活動以外に、主に法教育を行ってきました。本学のサークルであるStreetLawでの活動と学外の団体であるUSLEでの活動がその主なものです。

ロースクールの意義を考えたとき、それは法曹としての専門性・能力を養う場であると考えています。司法試験合格の先にある法曹としての素養を身につけることが目指すべきところなのではないかと思う次第です。そのように考えたとき試験対策に過度に偏重することなく、自分の目指す将来像に向けた活動を行える早稲田という場は素晴らしいものでありました。私が課外活動を行えたのは、ひとえに諸先輩方が築き上げてきた早稲田の文化のおかげであると思っております。

私の活動が、それ自体社会的に有意義であり、早稲田の文化を後輩に残し引き継ぐ一助になったことを願うばかりです。ありがとうございました。

●大倉由莉氏

活動内容:国際会議で意見発表する等、自らの関心分野について独自の活動を行った

この度は、栄えある奨励賞を頂き、大変嬉しく思います。私は、社会に貢献する「挑戦する法曹」となるべく、様々なことに挑戦しました。

学外の活動としては、イタリアで開催されたG7 Youth Summit 2017に日本代表として参加し、ジェンダー法の観点から政策提言を行い、G7各国首脳へと届けました。法学の追求という点では、近年グローバル社会で課題となっている「データプライバシーと法」をテーマに取り組み、清華大学で開催されたGlobal Forumにおける研究発表や、米国留学先でのパネルディスカッションの企画・開催に取り組みました。

他にも、早稲田大学ではスポーツ法および震災クリニック、法教育活動等を通じて、法曹の社会貢献の在り方や実務について学び、留学先ではスタートアップ法クリニックへの参加、リーガルテックのビジネスモデルのピッチを行うなど、目標とする法曹像へ向けて多くのスキルを習得しました。今後も、目標へ向けて精進いたします。

稲門法曹物語

東京専門学校法律学科の創立以来、
130年以上にわたり数多くの法曹を輩出してきた早稲田大学。
その中でも特に大きな功績を残した稲門法曹を紹介します。

早稲田大学名誉教授　浅古 弘

写真提供:最高裁判所

【第1回】
高木常七
たかぎ つねしち

昨年10月、岡村和美さんが最高裁判事に就任されました。早稲田大学出身の最高裁判事としては二人目です。久しぶりの最高裁判事の誕生を機に、稲門法曹会は、稲門法曹として活躍した諸先輩の事跡を取り上げる、「稲門法曹物語」という企画を立てました。法律学校として誕生した明治大学や法政大学や中央大学に比べて稲門法曹の活躍は語られることが少ないように感じていました。また岡村さんとの奇しきご縁もあって、この企画をお引き受けしました。もう四半世紀の昔になりますが、筆者が在外研究でハーバード・ロースクール東アジア法研究所にいた3年間、岡村さんのケンブリッジの家をお借りしていました。楽しい時間を過ごすことができ、良き想い出となっています。

この「稲門法曹物語」は、稲門法曹として最初に最高裁判事に就任した高木常七から始まります。

恩師との出会いが将来の礎を築く
曲折を経てたどり着いた弁護士の道

高木常七は、明治26(1893)年3月15日、富山県富山市清水町の商家に生まれました。当時は、まだ商人の子に学問は必要ないという時代であり、「私はまったく小商人の子供」、小学校の先生の口添えがなければ、中学への進学も叶いませんでした。幸い富山中学に入学することになり、二人の恩師との出会いがありました。一人は齋藤八郎。その高潔な人柄に惹かれ、高木は願い出て齋藤宅での「孟子」の講義を毎週受けました。性善説に立ち、四端の徳を説く孟子の思想は、高木に大きな影響を与えたようです。もう一人は国語担任の塩野新次郎。卒業後も高木は、原稿を書くたびに塩野宅に送り、塩野も懇切丁寧に添削して返していました。大学は「慶應は金持大学だから問題外、東京帝大より早稲田のほうが一年早く卒業できるので、早大に入った」。大正5(1916)年7月、早稲田大学法学部英法科を卒業。在学中は、弁論と文筆を好み、雄弁会に参加し、戸山ヶ原で演説の練習をしたり、郷里の新聞に小説を書いたり、時事新報社発行の雑誌『少年』『少女』に童話を寄稿したりしていました。

大正6(1917)年12月、判事検事登用試験に合格。判事になるつもりで、司法官試補として名古屋地裁で一年半の修習を終えましたが、名古屋控訴院検事長の勧めで検事となり、安濃津、名古屋の各地裁検事局で検察事務に携わりました。大正12(1923)年1月、弁護士を志して退官を願い出たところ、名古屋地裁検事正から、「せめてあと半年自重せよ」と慰留され、東海地方の賭博とその方法の特異性を調査するよう頼まれました。賭博のやり方の実際を知らなければと考えた高木は、賭博の親分衆と懇意になり、彼らから具さに賭博のやり方などの伝授を受けて、調査報告書に纏め、同年5月に検事正に提出しました。この報告書は、のちに『司法資料第121号　賭博に関する調査』司法省調査課(1927年)として公刊されています。

翌6月、退官の発令をもらうと直ちに上京し、かねてより私淑していた高木益太郎の事務所に入りました。ところがその年の9月1日、関東大震災に遭い、職場も変わり、高木益太郎が主宰する「法律新聞」の編集に携わることとなりました。弁護士業務に専念従事したかった高木常七は、翌13(1924)年に独立し、事務所を構まえましたが、独立当初は「家内に質屋通いをさせなかったのが、せめてものめっけものだったかも知れない」と語るほど経済的には楽でなかったようですが、次第に名声も高まり、松坂屋など数社の法律顧問を頼まれるようになり、経済的にも安定するようになりました。

稲門法曹最初の最高裁判事へ
歴史的事件の裁判に携わる

戦後、昭和21(1946)年2月、法曹一元制度実現のため、当時の司法大臣岩田宙造に口説かれ、静岡地裁所長に就任しました。弁護士としての地位や地盤を捨てて、判事、それもいきなり所長になることに決心がつかず、浅草観音のおみくじを引き、「吉」であったので応諾したとのエピソードが残っています。法曹一元が持論で、「裁判官や検察官は弁護士出身者がなるのがのぞましい。一つのお役所の窓口からだけ世間をみないためである。一定期間、野にあって人生の辛酸をなめてこそ、味のある捜査や裁判ができるのではないか」と述べています。静岡地裁所長の後、横浜地裁所長、東京家裁の初代所長を経て、札幌・広島・名古屋の各高裁長官を歴任し、昭和33(1958)年3月、定年退官。一旦は弁護士に戻りましたが、同年6月28日に最高裁判事に任命されました。

最高裁では第一小法廷に所属し、在任の間に、砂川事件、松川事件、八海事件などの重大事件に関与しました。松川事件、八海事件はともに無罪論でありました。特に八海事件第二次上告審では、広島高裁の無罪判決を破棄差戻す多数意見に反対し、「みずから事実の取調べをなさず、専ら書面審理によって事件の全貌を把握するしかない上告審としては、右判決の過程において明らかに経験則の違反ないし論理法則の違背があると認められないかぎり、それを尊重するのが相当である」(刑集16・6・996)と論じて、ただ一人無罪を主張して譲りませんでした。そして第三次上告審では、裁判官全員一致で無罪の判決が確定しました。

高木は、「人間はどちらかというと阿呆がいい。あんまり利口になると、かえって不幸になる」と言い、「国民とともにある裁判所」を心がけ、「片言訟を断ぜず」を信条に裁判に臨みました。昭和38(1963)年3月14日、最高裁判事を定年退官。退官後は、弁護士に復帰し、東京家裁の調停委員なども務めました。長年の功績により、昭和40(1965)年4月、勲一等瑞宝章を授与されています。これはさして優秀でない自分を優遇して、「戦国策」にある「死馬の骨を買う」喩えに違いないと考え、拝受したと語っています。昭和50(1975)年8月15日、老衰のため東京・練馬で亡くなりました。享年82歳。

【参考文献】
法曹百年史編纂委員会編『法曹百年史』法曹公論社(1969年)
野村二郎『最高裁全裁判官:人と判決』三省堂(1986年)
裏野哲行「富山高校人物伝 23　人間味あふれる法曹三者　高木常七<23回>」
http://www.toyama-taromaru.net/person.html#No23　2020年6月15日確認。

キャリア支援

早稲田LS修了生向け・求人情報の募集につきまして

稲門法曹会と早稲田大学大学院法務研究科キャリア支援室は、本研究科修了生と法律事務所・企業とのマッチングを図るべく、共同プロジェクトとして、本研究科を修了した弁護士(60期以降)を対象とした求人情報を募集しています。頂いた求人情報は、本研究科修了生のみが登録されたメーリングリストによって告知します。

修了生用MLが受け取れない本研究科修了生の方へ

上記採用情報など、修了生用MLが受け取れない本研究科修了生の方は、早稲田大学・ITサービスナビ内・初期設定ガイド(http://www.waseda.jp/navi/services/waseda-mail/ renewal_al.html)をご参照いただき、設定をご変更ください。

お申込方法

稲門法曹会Webサイト(http://waseda-legal-alumni.jp/または「稲門法曹会」で検索)から求人票をダウンロードいただき、以下の要領にて事務局メールアドレス宛にご連絡ください。

メールアドレス　tohmon-career@list.waseda.jp
タイトル　「求人情報:(貴事務所・御社名)」
本文中の宛名　稲門法曹会・法務研究科キャリア支援　担当 宛

※求人票は、指定の司法修習期に該当する本研究科修了生へメールにてご案内します。
※求人票への問い合わせ・応募は、各法律事務所・企業様へ本研究科修了生から直接行います。

クオンネットについて

※クオンネットは2020年10月末サービス終了予定のため、今後システム移行予定です。追ってWebサイトにてご案内いたします。

稲門法曹会では、早稲田大学校友のための交流サイト「クオンネット」を利用し、会員情報の管理を行っております。「クオンネット」には、「コミュニティ」と「同窓会」の、2つの機能があります。

稲門法曹会コミュニティ

会員同士が情報発信や交流を行うための機能です。クオンネットには、稲門法曹会以外にも様々な稲門会のコミュニティがあります。フェイスブック等の一般的なSNSサイトと同様に、ご自分で情報公開範囲を設定し、ご自分の責任で自由にご利用いただくこととなります。

稲門法曹会同窓会

稲門法曹会事務局が、毎月のメールマガジンの 配信や、会報の送付、会費管理等の事務処理のために名簿を管理する機能です。お預かりしている情報は原則全て非公開で運用いたしております。同窓会の情報は、同窓会員同士であってもお互いの情報を参照することはできません。名簿の請求等は、各支部を通じて事務局で承っております。

稲門法曹会事務局では、従来通り、修了生の情報や、各支部や団体から公表される情報をもとに会員名簿の管理を行ってまいりますが、クオンネットにご登録のうえ、ご自身にて最新の情報を更新いただくようお願いいたします。

登録にあたっては、稲門法曹会Webサイトの上部メニュー「会員登録」から方法をご確認ください。

登録手順

①同窓会登録フォームから登録を依頼

②クオンネットから、招待メールが届きます

事務局より、クオンネットの招待メールをお送りいたします。案内に従って、手続きを開始して下さい。

③クオンネットサイトで登録を開始

クオンネットに初めて登録する方の場合、画面の左側のフォームに、メールアドレスが予め表示された画面が表示されます。「同窓会参加登録へ」ボタンから、登録を行って下さい。
すでに他の稲門会に所属しクオンネットをご利用なさっている方の場合、「同窓会参加登録」のフォームが表示されます。お使いのパスワードを利用して、「ログインして参加登録へ」ボタンを押してください。

④クオンネットアカウント情報の登録と、稲門法曹会 登録情報を記入・登録完了

「同窓会」の情報は、主に稲門法曹会事務局の事務処理に利用します。Web上には、お名前、所属支部以外の情報を公開しない設定としておりますので、安心してご入力ください。 円滑な事務処理のため、郵送先などが変更になった場合は、随時の変更をお願いいたします。

登録すると・・・

・メールマガジンが配信されます
・コミュニティ機能を利用して、たとえば修習同期、地域、卒年度、出身ロースクール等毎でも交流の場をもつことができます
・会員情報をご自身で確認・修正することができます

総会のご案内

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、今年度の総会につきましては、インターネットを利用したオンライン会議での開催とさせていただきたく、ご案内申し上げます。

【開催日時】　2020年10月3日(土)13:30〜14:30
【開催場所】　オンライン開催(Zoom使用)
【総会議事予定】理事の選任、報告事項(事業実施状況等)　等

※ご参加方法につきましては、ご出席のご連絡をいただいた皆様に、後日メールにてご案内致します。
※Zoomでのご参加には、インターネットに接続できるパソコン、タブレット、またはスマートフォンが必要です。

●ご出欠について、9/18(金)までに、下記出欠連絡票フォームにてご回答をお願いいたします

出欠連絡票フォームQRコード(URL: https://forms.gle/SJ3o4KuSs5v4Bk357) ➡
【PCから】URLからアクセスできます。(URLはWebサイトにも掲載致します。)
【スマートフォンから】QRコード読み取りでアクセスできます。

記念講演会・懇親会(合格祝賀会)のお知らせ

例年総会と同日開催しておりました記念講演会・懇親会(合格祝賀会)につきましては、今年度の司法試験の実施が延期されている状況に鑑み、下記日程を予定しております。ご参加のお申し込み方法につきましては、追ってメールマガジン・Webサイトにてご案内致します。

※状況に鑑み、延期される場合があります。延期の場合は、メールマガジン・Webサイトにてお知らせ致します。

【開催日時】　2021年2月6日(土)
11:30〜12:15　記念講演会
12:15〜12:30　写真撮影
12:30〜14:30　懇親会(合格祝賀会)
【開催場所】　リーガロイヤルホテル東京３階　ロイヤルホール

ファイナンス稲門会とのコラボセミナーのご案内

今年8月4日に開催したファイナンス稲門会とのコラボ企画(オンラインセミナー)ですが、さっそく第2弾の企画が決まりました。8月4日にご登壇いただいた飛騨信用組合の古里圭史様を再びお迎えし、今回は、地方通貨の仕組みを立ち上げる際のリーガル面での工夫やご苦労された点についてお話しいただきます。本会報が皆様のお手元に届く頃には、日時等の詳細も確定していると思われますので、ぜひ奮ってご参加ください。

法律書品揃え全国随一！
成文堂インターネット書店では、全国への発送も行っています。
法律書以外の書籍もご注文いただけます。
是非当店ホームページをご覧下さい。

成文堂書店
早稲田正門店

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-38
Tel:03-3203-4806 Fax:03-3208-2038
e-mail:wasedahonten@seibundoh.co.jp
http://www.seibundoh.co.jp
月〜金曜 10:00〜19:00 土曜 10:00〜18:00(8月中は休業)

稲門法曹会メールマガジン

稲門法曹会では、毎月10日にメールマガジンを発行しています。

■メールマガジン登録方法

メールマガジンについては、下記ホームページより、詳細をご覧いただけます。

早稲田大学　稲門法曹会ホームページ
http://waseda-legal-alumni.jp/

稲門法曹会　検索

※バックナンバーは当会WEBサイト、Facebookページにてご覧いただけます。

稲門法曹会 会報 2020 VOL.5
発行人：早稲田大学 稲門法曹会事務局　〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学法務研究センター内　TEL:03-3208-9592　http://waseda-legal-alumni.jp/
編集責任者：秋山晴浩　編集委員：河崎健一郎、高橋宗吾、江藤秀美怜、福島健史、藤並知憲、吉原祐介、松坂拓也、稲村寿人、鶴田健、西川晶子

DATA

全国に広がる稲門法曹会会員

稲門法曹会は、全国の稲門法曹の同窓会組織として、2008年に設立されました。
正会員は早稲田大学の校友であるすべての法曹、法学部・法務研究科教員等で、現在全国で活躍されている会員は約5501名です。
※2020年8月現在

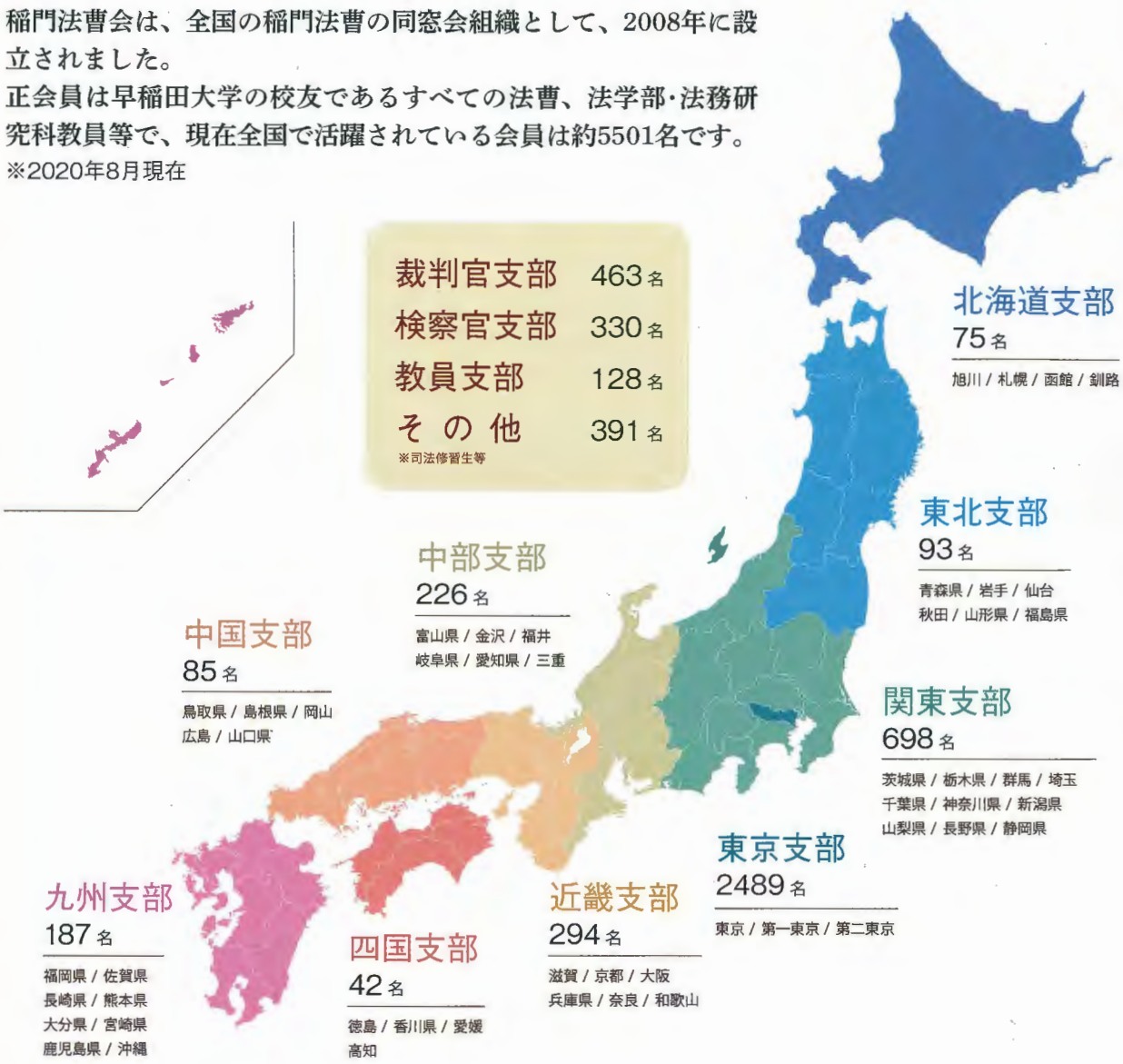

編集部だより　おすすめのお店紹介

学生の懐に優しい コスパ抜群のうどん屋
ごんべえ
東京都新宿区馬場下町 18

今回コラムを飾るお店は，穴八幡宮の向かい側，交差点付近の半地下に店を構える「ごんべえ」。

うどんと丼ものをお安く提供する庶民的なお店であり，うどんの大盛りも無料なので，学生の味方という言葉がしっくりくるお店といえるだろう。しかし，それだけで早大生に長く愛されているわけではない。なんと，どのうどんにも「かやくご飯」が付き，どの丼ものにも「うどん」が付いてくるのだ。しかも，かやくご飯抜きで注文することも可能で，その場合には50円引きになる。炭水化物を目一杯取りたい人にも，今日は少し抑えておこうかなという人にも寄り添ってくれる名店といえよう。

コロナ禍が収束した暁には，是非一杯，いかがだろうか。

【編集後記】
新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、思うように取材活動もできない中、なんとか発刊にこぎ着けました。
ご尽力頂いた関係各位にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。
ともすれば人と人とのコミュニケーションが薄くなりがちな状況下で、稲門法曹会のような同窓組織の役割がこれまで以上に重要になるものと思います。稲門法曹会を会員の皆様の交流の場として更に盛り上げていけるよう、そして、この会報誌がその交流促進の起爆剤の1つとなるよう、来年以降も邁進してまいります。

表紙写真＝早稲田大学研究開発センター

早稲田大学
稲門法曹会
Webサイト